

3 介護予防通所介護サービス

Q3-1

スポーツクラブを運営する会社です。総合事業の中の「運動器機能向上通所サービス」の実施を検討していますが、現在実施しているクラブとしてのサービスとの関係で建築物の用途を「運動施設」として実施する予定です。

運動施設であっても、当該サービスの対象施設としての要件を満たすものとしてよろしいでしょうか。

(北上市保健福祉部長寿介護課包括支援係)

厚生労働省が示す介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインによれば、通所型サービス（第1号通所事業）の基準は次のとおりです。

	現行の通所介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)
人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 ※ 支援がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 専従1以上 ・従事者 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に必要数 ※ 支援がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者 必要数
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室 (3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上) ・必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所 ・必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供

※下線は、市町村が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。それ以外は、市町村が基準を策定するに当たっての参考例。

緩和した基準によるサービスの基準は、

- 人員・・・生活相談員、看護職員及び介護職員又は機能訓練指導員は任意配置
- 設備・・・静養室、相談室が任意設置

とされている点から考慮すると、このサービスは建築物の用途が「老人福祉施設(デイサービス)」ではない施設でも提供できることが想定されていると考えます。当市の「運動器機能向上通所サービス」はこの緩和した基準によるサービスに位置づけられ、人員及び設備は当該ガイドラインに準じています。

また、当サービスは、運動を主に行うことで、高齢者の心身機能を向上させる目的で行われるものですので、「運動施設」で提供されることは、趣旨を逸脱するものではありません。

したがって、建築物の用途は「運動施設」であっても当該サービスの実施要件は満たすものとします。

なお、建築基準法だけではなく、消防法に規定する消防設備についても「運動施設」の基準を満たしていることが当該サービスの指定要件となりますので、北上地区消防組合に確認のうえ、基準適合について遺漏のないよう手続きをお願いします。

【参考】

居宅サービス事業に係る通所施設の消火設備

通所施設は定員に関わらず、消防法施行令別表第1（6）ハに該当し、当該施行令では次のように規定されています。

- (a) 防火管理者の配置 収容人数が30人以上
- (b) 消防用設備の設置義務

消防用設備等の種類	設置義務
1 消火器 (令第10条第1項第2号)	延べ面積 150㎡以上の施設
2 スプリンクラー (令第12条第1項第4号)	延べ面積6,000㎡以上の施設
3 自動火災報知機 (令第21条第1項第3号)	延べ面積 300㎡以上の施設
4 火災通報装置 (令第23条第1項第2号)	延べ面積 500㎡以上の施設

6 サービス報酬

Q6-1

介護予防通所介護サービスにおいて、「中山間地域等提供加算（中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算）」を算定する予定の事業所です。事業所指定申請書類にある「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に、当該加算をチェックする項目がありませんが、別の書類等で届出をする必要があるのでしょうか。

介護予防通所介護サービスにおいて、中山間地域等提供加算（中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算）に対しての届出はありません。

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表を基に、振興局では各事業所の台帳を登録し、岩手県を通じて国保連に伝送されます。

しかし、介護予防通所介護サービスにおける中山間地域等提供加算（中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算）については事業所台帳登録情報に含まれておらず、事業所様からの請求に基づき国保連が審査するものとなっております。

（平成 29 年 8 月 30 日 振興局、国保連 確認）